

## 2019（令和元）年度 第1回橿原市人権審議会会議録

日 時：2019（令和元）年11月28日（木） 午後1時30分～15時30分

場 所：橿原市役所 4階委員会室

出席委員：上田 剛委員、上原 寛子委員、大北 かずすけ委員、大越 克也委員、加護 善三委員、  
檉本 利明委員、葛井 潔委員、坂根 満委員、島本 郁子委員、鄭 順子委員、寺前 耕一  
委員、友金 裕雅委員、西川 正克委員、野島 佳枝委員、菱田 工委員、槇尾 悟委員、  
森田 英嗣委員（17名）

欠席委員：蘆村 修委員、小西 満洲男委員、榊谷 佐千代委員（3名）

出席者：藤井市民活動部長、小路人事課長、中井企画政策課長、五月女産業振興課長、河野市民  
窓口課長、市川飛騨コミュニティセンター所長、中川大久保コミュニティセンター所長、  
吉田福祉総務課長、森本障がい福祉課長、高瀬地域包括支援課長、川田健康増進課長、  
池田子育て支援課長、上島こども未来課長、岡本学校教育課長補佐、吉田人権教育課長、  
広瀬社会教育課長

事務局：松村市民活動部副部長 兼 人権政策課課長、中村人権政策課長補佐、西岡人権政策課長  
補佐、中川人権政策指導員

傍聴者：0名

議 題：【協議事項】

- (1) 「橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）」（概要版）の報告について
- (2) 「2019（令和元）年度版 橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」  
について

（司会）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い致します。座らせていただきます。

人権審議会の開会にあたり、橿原市市民活動部長よりご挨拶を申し上げます。

(部長)

皆さん失礼いたします。ただいまご紹介いただきました市民活動部長です。どうぞよろしくお願ひ致します。本来でございましたら市長がここに参りましてご挨拶すべきところでございますが、本日公務で京都の方に出向いております。代わりまして開会のご挨拶を申し上げます。

改めまして委員の皆様には公私とも何かとご多用の中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また平素は、橿原市の人権行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。また、それぞれの立場から人権確立の取組に尽力をいただいておりますことに、敬意を表すとともに感謝を申し上げます。本日は、昨年度にご審議いただきました「橿原市人権施策に関する基本計画（概要版）」による報告と、「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」についてご審議いただくことが主な内容になっています。

基本計画の見直しは、12年ぶりとなりましたが、この間人権を取り巻く環境や社会情勢の変化に合わせ大きく変わってまいります。インターネットやSNSの発展に伴う部落地名総鑑の発刊やさまざまなサイトへの悪質な書き込み、特定の外国にルーツをもつ方々へのヘイトスピーチや性的マイノリティの方々への嫌がらせなど、新たな人権課題が起こってまいります。その一方で、多くの方のご尽力によりまして、人権三法をはじめとする法制度等の人権をめぐる環境整備も進んでまいりました。

今後はこれらの具現化を進め、本市といたしましても人権尊重の視点に立った行政を推進し、豊かな人権文化に満ちた社会の実現をめざしてまいりたいと考えております。

つきましては本日の会議におきましても、本市の人権施策に反映させるべく委員の皆様のご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日は最後までよろしくお願い申し上げます。

(司会)

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元にあります名簿順にご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきますのでご了承ください。

蘆村 修委員ですが、本日欠席です。

上田 剛委員です。

上原 寛子委員です。

大北 かずすけ委員です。

大越 克也委員です。

加護 善三委員です。

樫本 利明委員です。

葛井 潔副会長です。

小西 満洲男委員ですが、本日欠席です。

坂根 満委員です。

島本 郁子委員です。

鄭 順子委員です。

寺前 耕一委員です。

友金 裕雅委員です。  
西川 正克委員です  
野島 佳枝委員です。  
菱田 工委員です。  
槇尾 悟委員です。  
榊谷 佐千代委員ですが、本日欠席です。  
森田 英嗣会長です。

本日は市側より、市民活動部長をはじめ榎原市人権問題啓発本部企画委員の関係課長等も出席しております。

では次に、本日配布しております資料等についてご確認をお願い致します。まず本審議会次第、次に榎原市人権審議会委員名簿、(資料1)「榎原市人権問題に関する基本計画(改定版)概要版」(資料2)「榎原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」、訂正資料(P54～P57)の以上でございます。なお、本日、資料の不足や乱丁等ございましたら、お申し付けください。

続いて、マイクの使い方をご説明させていただきます。

#### 【マイクの使用について説明】

本日の出席17名、欠席3名でございますので、「榎原市人権審議会規則第5条第2項」に基づき、「出席者過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から2019(令和元)年度第1回人権審議会を開会いたします。

また、今回も「榎原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会及び会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

異議なしということで、公開をさせていただきます。また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

なお、本日傍聴希望の方は、おられません。

それでは、「榎原市人権審議会規則第5条第1項」により『会長が会議を招集し、その議長となる』とありますので、以降の進行は、会長をお願い致します。会長、よろしくお願い致します。

(会長)

皆様改めまして、本日はお忙しいところお集りいただきましてありがとうございます。第1回ということですが、本年も会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い致します。人権というのは人の基本的なものですし、価値ある社会づくりの指針ですので、世の中の変化に対応しつつも、引き続き榎原市の人権文化の創造に粛々と向かっていきたいと考えて

いるところです。どうぞよろしくお願ひ致します。

では本日の審議に入ります。1つ目の議題の、「『**『檜原市人権施策に関する基計画（改訂版）』**概要版の報告について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

**【事務局より『檜原市人権施策に関する基計画（改訂版）』概要版の報告】**

(会長)

それでは、事務局からの報告につきまして、ご意見、ご質問等ありますか。

(委員)

檜原市人権ネットワークから参加しております。

日頃は当ネットワークの諸事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年の本審議会において、いわゆる「ヘイトスピーチ」に関する話題の中で、ヘイトスピーチを行う人たちに対して、一部擁護するような発言がありました。人権ネットとして本年3月に開催したシンポジウム「2019 檜原の人権は今」で「ヘイトスピーチ解消法と在日外国人の人権」という演題でNPO法人多民族共生人権教育センターの文公輝（ムンゴンフィ）さんにご講演をいただきました。少しお時間をいただいてその概要をお話しさせていただきます。

まず、2016年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」の概要と、そもそもヘイトスピーチとはどのような行為をさすのか「ヘイトスピーチの定義」について説明していただきました。そこには「外国人住民等をひとくくりにして脅迫を行う表現」「外国人住民等をひとくくりにして著しく侮辱する表現」「外国人住民等をひとくくりにして社会から排除する表現」とありました。

次に、解消法施行後の効果について3点お話しされました。1つ目は「ヘイトスピーチは、言論の自由による保護には当たらないと確認したこと」2つ目には「裁判事例で、法的責任いわゆる刑事罰を受けるようになったこと」3つ目として「社会的責任が厳しく問われるようになったこと」です。法律ができたことで、少しずつ効果が出てきているということです。

そして次に、実際にヘイトスピーチ被害にあった人たちの実態調査の結果から、その精神的被害の状況を聞かせていただきました。その中には「体が震えて、長くその場にはいられなかった。」や「正視しておられず、悲しくて涙が出そうになると同時に気分が悪くなった。」他にも「日本社会、日本人に対する安心感、信頼感が失われてしまう。」などといったことが挙げられていました。

最後に、「あなたにとって」と題して、「身近に存在するヘイトスピーチ、レイシャルハラスメント等の人種差別に対して積極的に考え、言葉と態度で反対の意思表示を行う態度を育むことが、人種的マイノリティにとって安心できる社会環境、人間関係を築くことにつながることで、そしてほんの少しの配慮で、外国にルーツをもつ人との豊かな関係を築くことができるようになり、世界が広がるのです。」とおっしゃって締めくくられました。

今もインターネット上では、さまざまなヘイトや差別書き込みが横行しています。学校で子どもたちと日々過ごしているわたしには、そのような間違っただ情報がどんな形で子どもたちの目に触れ、正しく理解する前にそれを鵜呑みにしてしまわないか、たいへん危惧するところです。人権政策と人権教育が車の両輪として機能し、新しく策定された「橿原市人権施策に関する基本計画」が実効あるものにしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。橿原人権ネットワークの活動について紹介していただきました。基本的なところの確認ができたかと思います。このことについて何かありましたらどうぞ。

委員お願いします。

(委員)

昨年このことで審議会も紛糾した部分もあったのですが、ヘイトスピーチというのは、完全な暴力だと思います。これは絶対根絶すべきだと思います。例えば、日本人が外国へ行った時に、日本人に対するヘイトスピーチをされたらどうなります？そういうことも考えて、絶対に根絶すべきだと思うし、本市としても何らかの条例をこしらえて、県も一体となって防御策をやってほしいです。そういうことをやっていかないと、言いつばなし、またネットでの書き込みというのは、犯罪に等しいと思います。だから是非とも本市においても、こういう問題をアピールしながら何らかの方法を考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

委員どうぞ。

(委員)

人権教育推進協議会です。

このヘイトスピーチの問題は、3年前に人権三法が成立されて、わたしたちの行動の後押しになっています。その中でヘイトスピーチの問題については、なかなか地区別懇談会とか、いろいろな人の状況なんかをみても、一般市民の方々の認知度が他の部落差別、障がい者差別とともに低いのではないかという思いがします。これは大事なことです。やはりこれは、われわれ日本人の過去の重大な歴史問題も影響しているのではないかと思います。差別問題で、一番ネックになっているのは、出自、その人の力ではどうにもできない、どうしようもないことが、差別される大きな原因になることは、もっての外だと思います。これは、される側の人々を取り巻く人々の大きな誤った認識ではないかと思っています。

よく地区別懇談会や研修会で話になりますが、先ほど委員が言われましたが、その話を聞いて「いたたまれなくなった。」とかいろいろ言われましたが、自分はどう感じるのか、その時自分はどう思うのかが一番原点ではないかと思っています。そのために、今後基本方針がさらに進められ

る中で、自分というものに返していくような働きかけ、動きかけをそれぞれ支えていかれるような状況が生まれることが大事だと思います。何回も言いますが、どうしてもこれは自分一人の力ではどうもできない、これは腹立たしくなります。それを何とか周りの人間の力で立ち上がっていけるようにするのが大きな課題ではないかという思いがします。そのように話を聞いて感じたことを報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。関連していかがですか。

この問題の認知度が低いのではないか、自分の立場だったらどうなのかということも、われわれの態度として、考え方として必要ではないかというお話でした。委員からは、条例化してはどうかという提起もいただきました。

それでは基本計画についてのここまでの説明いただいたことについて、全般的にいかがですか。

(委員)

この間、新聞・テレビ等で報道されたことですが、神戸市の小学校で25歳の男性教諭に先輩の4人の教諭が次のような陰湿ないじめを行ったということが出ていました。主な事をあげますと、はがいじめにして激辛のカレーを無理やり食べさせた。それからロール用紙の芯でしりが腫れ上がるほどたたいた。それからラインで女性教諭にわいせつな内容のメッセージを送るように強制する。主な事はこういう事ですが、そのことで子どもたちが平成28年度不登校の子がゼロだったのが、その先生たちのいじめが本格化した平成29年度には、13件に増えて問題発覚後児童4人がショックで学校を休み、そのうち2人はその後も登校できない。現在はどうなっているのかわかりませんが、こういうような事が記事に載っていました。小学校は、白い紙にその子どもたちの一生のことを方向づける非常に大切な時期だと思います。その時に先生たちが、いじめというのはこういうものだぞという見本を見せ、それが子どもたちに影響していることは非常に大きな問題だと思います。

檀原市においてははないとは思いますが、わたしが一番思ったのは、この先生が上司である校長、教頭に相談しても、はっきり対応をしてくれなかったことです。だから第三者的なところにもし早く相談することができたら、こういう事にならなかったのではないかと思います。檀原市においても、かしはらナビプラザの4階で人権相談窓口が開かれていると思いますが、できるだけ誰でも相談できるような体制を更に強化してほしいと思っています。一般的にかけこみ寺的なものでも、何か親身になって考えてくれるようなシステムを更に強化する必要があるのではないかと思いますので発言しました。

(会長)

ありがとうございました。非常にショッキングなニュースだったので、わたしも子どもたちへの影響を非常に心配しているところです。大人がそうであるならば、やはり子どもに教えるということもそうですし、モデルになるという意味でも大きな課題になるということです。今話がありましたように、やはり風通しを良くして、課題が出てきたらいろいろ相談や提起できたりすることが大切だと思います。檀原市のことに関してはそういったことは聞いておりませんが、何かあったらす

ぐに対応できようにしてほしいと思います。

その他に何かありませんか。

それでは、続きまして、2つ目の議題の、「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画及び事業実施計画（案）」について事務局から報告をお願いします。

（事務局）

（事務局より17ページまでの報告）

（会長）

ありがとうございました。実施計画案の1章の部分を説明いただきました。今説明がありましたように、国際社会だとか国の動向を踏まえつつ檀原市がどうそれらを把握し認識し事業や施策に活かしていくかという基本的スタンスが書かれているということです。いわば施策の足場となるような文章の部分です。これにつきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

（委員）

2019年の檀原市人権施策に関する事業実施報告書及び事業実施計画案を本審議会前に送付いただきました。わたしもその立場から一読しましたが、特に6ページの重要課題につきましても、引き続き一番最初に部落差別問題を取り上げていただいたことに感謝しています。わたしは研究者ではありませんが、あらゆる差別はこの同和問題に通じると考えております。檀原市の部落差別問題に取り組む姿勢がうかがえると思います。ありがとうございます。ただ、この審議会前に2018年の実施報告と計画案の同じ部分（重要課題）を再度読み直してみました。さすれば、今年度のものと文面が全く同じで、文末の言葉が若干変わっているものの、その意味は全く同じでした。昨年から変わったところといえば、アンダーラインを引いたことかなあと感じたところです。1年を経過しても同じ文面に違和感を感じています。当然文章の内容は体裁よくまとめられており、内容に精通された方の文章で文面は変更できないのかとも思っています。冒頭、部長がおっしゃられたように毎年の状況は目まぐるしく変わっています。特にこの案の最終項に、掲載頂いたように今年3月22日に奈良県部落差別に関する条例が公布・施行されました。新市長も県議会議員時代、これに賛同され条例化できたと聞いております。近くの宇陀市では、この施行を受けすでに2006年に条例化していた「宇陀市部落差別をはじめとするあらゆる差別解消の推進に関する条例」をより具体的に改定をされ、今年4月1日付けで施行されたところです。檀原市では1996年に「人権擁護に関する条例」が施行されておりますが、わたしは宇陀市のように県議会条例を参考にした新しい檀原市条例が必要であると考えております。

21世紀は人権の時代といわれて早もう20年です。審議会の皆様のご理解をお願い申し上げる次第です。一步踏み込んだ形の計画案、計画文書案となるよう求めるところです。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

（会長）

ありがとうございました。まずアンダーラインですがこれは前回とかわったところという理解で

いいですか。

(事務局)

下線部につきましては、変更した点と委員の方も変わられておりますので確認しておきたい事の両方ございます。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。今ご説明させていただきましたように、基本的には部落差別・同和問題に関しての記述は、ほぼ去年と同じです。ただ何が違いかということ、部落差別問題と同和問題と併記している点です。これは何かということ、基本計画の中でも今までは同和問題であったのですが、「部落差別解消推進法」を受けて、橿原市においては併記をしています。

それと重要課題の内容につきましては、ご指摘の通り同じです。ただ、事務局といたしましては、いわゆる部落差別問題についての研修や啓発等々1年間の中でもかなり実施しています。しかし、「部落差別解消推進法」が施行・実施したとしても、その法律がまだ十分周知されてない、認識されてないということは、由々しき問題です。先ほど申した同法についての研修や啓発を、時を重ねて行うことで、法律の趣旨等を啓発しているというようなところでご理解をいただければありがたいと思います。

(会長)

委員いかがですか。

(委員)

人権政策課の皆さんといろいろ話したいと思います。

(会長)

今新しく条例が必要ではないかという提起をいただきました。

その他いかがでしょうか。

それでは次のところを説明お願いします。

(事務局)

**【事務局より18ページ以降について報告】**

(会長)

ありがとうございました。訂正の文章についても説明してください

(事務局)

**【訂正文章の説明】**



(会長)

ありがとうございました。

18ページから19ページの訂正の部分と網掛けの部分を中心に見ていただいて、何か質問や意見ありましたら出してください。どこからでもけっこうですのでお願いします。

(委員)

83ページのペアレントトレーニングの件について少し意見を述べます。まず、⑨のところで必要な方の見極めが課題だということで2018年度記載されています。実際にわたしの方が奈良県高田子ども家庭相談センターの方で拝見してみましたところ、一定の保護者の方につきましては、それなりの効果が出ているというところが見受けられますので、必要な方に対してご案内をして参加していただくという見極めが非常に重要になると思います。どの程度の方が参加いただけて効果があったかという検証についてもしていただけたらと感じました。2020年度の方向性につきましては、ファシリテーターの育成が必要だということですが、これについても非常に効果のある重要な施策内容かなと思いますので力を入れていただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

2020年にファシリテーターの育成が必要とされている内容なのに、予算がゼロになっています。どういう基準で予算が決められるのかということと、必要ではないのかなと反対に思います。

それから、2020年度拡大になっているところだったら予算も上がるのではないかなと思うのですが、その予算の付け方はどういう基準でされるのか聞かせてほしいなあと思いました。

83ページなのですが、その対象の子どもというのは、親が相談してもいいことなのか分からない場合、どういう経路で親も勉強に行けるのか聞きたいです。かかわった先生とかということになるとは思うのですが、学校に行っていない子や保育所にもいない子の親とかはどうするのかと聞きながら思いました。

(会長)

ありがとうございます。

予算をどのように付けていますかということと、ペアレントトレーニングに保護者の方がどんなチャンネルでそのサービスを受けられるのかということだったと思います。

(事務局)

まず予算につきましては、担当課で予算を持っているところと、人事課の方で市全体の予算を持っている部分があります。ゼロとなっているところについては確認して報告いたします。対象につきましては、以前は、子ども発達支援課の一部の機能が、かしの木園というところで福祉の部門に属していました。今、子ども発達支援課というのは、教育委員会に属しています。現在おられるファシリテータ

一の方は、学校で障がいのある子どもを教育していた方です。教育委員会の中に属することによって学校との風通しが良くなったと言われています。訓練施設に来られる保護者の方や当事者の方は、接してアプローチするのはもちろんですが、校長会など学校の現場の先生方との交流を通じて探しておられる状態もあります。

(人事課長)

今のお話で、研修経費、費用というのがございます。各担当課で研修費用を持っているところもあれば、国の中央的な研究センターというところについては、人事課で予算を持っています。そちらの方で担当の職員さんを派遣研修に行っていただくこともありますので一概には言えません。

(委員)

まだ橿原市の支援を受けていない、学校、保育所、幼稚園に行っていない子の家庭はどのような道筋があるのかなと思います。

(健康増進課長)

母子保健を担当している課になります。生まれたお子さんから就学前までの方を対象にしています。健診につきましては、3か月、10か月、1歳半、3歳半の健診をしている中で、特に1歳半検診と3歳半健診につきましては、当日子ども発達支援課から臨床心理士の方にも来ていただいて、心理相談をさせていただいています。そういう形で気になる方に当日相談いただくこともできます。別日に子ども相談も実施させていただいています。ただいろいろなお子さんに関する相談というのは、最初から相談に行く場合もあれば、ちょっとした子育ての悩みという中でいわゆる育てにくさとか子どもの個人的な問題とかいろいろな状況の中で、子どもに問題がある場合や、子育て環境に問題がある場合などいろいろあると思います。だから臨床心理士に限らず保健師や、助産師など、いろいろ相談させていただく中で気になることがあれば適切な職種につないでいき、お母さん方が困らないように、できるだけ早期介入で子どもの発達にとって良い効果がうまれるようにさせていただいています。

(会長)

ありがとうございます。

早期に介入していただけると、お母さん方も助かると思います。

その他いかがでしょうか。

(委員)

部落差別問題の記述については、先に報告された内容と方向性については全く一緒です。

1つは、市の条例について見直しをという意見があったと思います。そのことについて進められのであれば、教えてほしいです。それと、46ページに飛騨コミュニティセンターの活動実施計画と大久保支部の活動実施計画がならんであります。特にセンターの方の個人攻撃ではなしに、この実績から言うと、差別をなくす強調月間の予算が68,000円で決算が0円、前年は1,000円だったかと思います。月間で0というのはどうなっているのかなと思います。大久保では講演などをやら

れているのですね。それぞれの支部の特徴とか住民の動き等があつて一概には言えないですが、来年度もほとんど同じ内容になっているということですが、少しでも前進してもらいたいという思いがあります。それと、部落差別解消推進法の重要なポイントである相談体制の充実というのを、是非コミュニティセンターの中でも具体化について検討してほしいというのが意見です。

(会長)

ありがとうございます。

(飛騨コミュニティセンター所長)

只今、委員からご指摘いただきました件ですが、重々承知しております。大きな理由というわけではないのですが、施設の方が大変老朽化しております、7月の強調月間に合わせて当初横断幕の方をこちらの予算を使って掲出する予定でした。でも、そちらの方に取りかかれませんでした。

施設の方で漏水などいろいろな問題が起き、そちらの方に頭の方がいき、とき間に合わずといったことになりました。申し訳ございません。来年につきましては、早くから計画して確実に横断幕の方を補修していきたいと考えています。よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

部落差別解消推進法が平成28年に設立され、県条例も先般可決され実施されているという状況もふまえて、市の条例制定について如何なものかというような問い合わせです。先ほど言及がありましたように、橿原市につきましては「橿原市の人権擁護に関する条例」が平成8年6月21日に施行実施をしています。この主旨につきましては、人権意識の高揚あるいは基本的人権の尊重というような大きな理念をもつての条例です。

そんな中で先ほどの委員の方からおっしゃられているように、部落差別に特化した条例について橿原市としてどうなのかという問い合わせにつきまして、我々としましても「橿原市人権擁護に関する条例」を膨らませて部落差別の内容も克明に書いた中で条例整備をするのがいいのか、部落差別解消について特化して一本で条例化していくのがいいのか今検討しているところです。先ほど紹介がありました宇陀市が現在、県下唯一の部落差別解消法の制定をふまえて条例化されています。これにつきましては、本市で言いますと、人権擁護に関する条例をいわゆる膨らませた形で部落差別についても謳っていると言えます。

人権擁護に関する条例の一部改正という形で部落差別をはじめとしたヘイトスピーチに関わる問題、障がい者差別に関わる問題、LGBTQなども含めた人権諸般に関わる条例化を図っていくのがいいのか、若しくは部落差別解消推進法に特化した条例を組み立てていくのがいいのか現在検討を加えているところであるとご理解していただければありがたいと思います。

それと「部落差別解消推進法」の中で、いわゆる啓発、教育、相談体制の充実がこの法律の大きな実務的な柱となっています。相談体制の充実につきましては、現在、人権相談という形で実施をして

いるわけですが、それを一歩進める形で人権擁護委員さんに協力を仰ぎながら、部落差別に関わる相談についても、両コミセン、我々人権政策課もふまえた形で体制の充実について作っていければと考えているところです。

(会長)

条例について検討中だということです。  
他にございませんか。

(委員)

一委員としての思いだけです。この場に新しい市長さんにおいていただき良かったなと思います。先  
程、ご挨拶の中で、公務で就任されて大変お忙しい時期だと思いますが、樫原市の人権教育に関わる大事な会議ですし、教育長さん副市長さんもおられない状況でちょっと寂しいなあという思いがしました。おいでいただいて、この場の雰囲気だけでも感じ取っていただければ良かったなあという思いがしましたので最後に思いだけでも申させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。少なくとも議事録は見ていただくと思います。

(委員)

最初に、人権ネットの方からヘイトのことで報告していただきました。この審議委員会の中で出た発言を市民として受けて、市民として研修の時間を取っていただきました。委員の方から何点か感想をお聞きしてちょっと安堵したのですが、やはり声をあげたものとしてそれを受けて日本人としてどうするのか、樫原市民として生きる個人としてどうそれをとらえていくのかということを感じましたのと、自分の問題としてとらえるのだということとか、そういう内容を聞かせていただいて実は少し安堵しました。人権ネットとして今回この勉強を通して、大きな市民の中の意見という意味をもう少し膨らませた内容が収穫としてあったかなと、わたしも人権ネットに入っていますので思いました。

もう一点は、26ページの外国人、人権全般というところでの活動の多文化共生事業ですが、今までいろいろ計画されている中で、担当課名として4つあがっています。他はだいたい1つの課だと思います。この当日を迎えるまでに何回かの会議を本当にじっくりされます。その会議に出て改めてわたしは、当日どうこうよりも会議の中で、それぞれの課が学んでもらえるという内容が、本当はここに書いてほしいくらいです。会議をする中で蓄えていっている内容が実りあります。それを聞きながら当事者として、もっとエンパワーメントしようという意志になれます。わたしは樫原市民として自分の存在、日本の人と違う存在ということが、いかに違うということが素晴らしいのだということが改めて入れられます。それを同じ外国のメンバーに伝えられるという、組めれるというそこが本来事業計画の中で私自身が一番学べているところですし、収穫もあるなあと思っているところです。実際人数が、どれだけの人が参加してどうなったかというのが、もちろん最終次の次年度に向けての指針になるのかも分からないですが、その過程の中で学んでいることをもう少しこの中に表示で

きたらいいですね。3つの柱がありますが、なかなか外国人自身がそれぞれの文化を継承し、それをエンパワーメントにしていくということが、なかなか市としてできにくい部分です。それは何故かという、自分たちは日本人だし日本の文化を持っている、外国人の文化を日本人ができるわけがないので、一緒にディスカッションをしながら会議を重ねる中で、お互いが感じ取りそれが共生に繋がっていくという、会議がまさにそうかなとわたし自身は思っています。だから本来はどんどん拡大になっていくことを願いながらの関わり方をさせてもらっています。

(会長)

ありがとうございました。会議をするプロセスそのものが学びであって、多文化共生の一つの形であるということだったと思います。どういう学びがあったか共有できるような形にしていただければありがたいと思います。

(委員)

先ほどある委員から市長さんがおられたら雰囲気が・・・という話がありましたが、市会議員の先生方が3名、前回と違う顔ぶれの方に来ていただいて初めてなのですが、今日の委員会の感想だけでもけっこうですので是非お聞きしたい。お願いします。

(会長)

ありがとうございます。それではせっかくですので、どうですか。

(委員)

初めての参加ということで、今日は勉強させていただこうと参加しています。議員をさせてもらって、人権問題は20世紀、21世紀にかけて一番発達したというか、人類が今21世紀、地球温暖化の問題などがありますが、そういった中でも人権問題が大きく発達した分野かなと思います。そういう観点から、LGBTQなど勉強させていただき参考になったと思います。

(会長)

ありがとうございました。つづいて委員どうですか。

(委員)

審議会に関しては、以前1回入って、担当が変わってまた戻ってきたということになります。初めてではないですが、久々にこういう会議に来させていただいて、いろいろな形で今後の活動に活かしていきたいという思いがしました。

1点行政の方に注文なのですが、資料編87ページ、大変分かりやすいので人口の推移という形の部分を出されています。議会の説明では、檀原市の独自の人口推移を作られています。こちらは人口問題研究所のデータを使っています。どちらにしてもそれ以上に人口が減ってきているというのが現実で、議会でもいろいろ話が出てきたところがあります。そういうことを踏まえて、檀原市はこういう形で進めているのだというのも、行政で説明している部分があるのだったらそれも併記しながら、ただしそれ

も人口が減るのが少ないのだという行政の説明だったと思います。それ以上に現在は、国の標準以上に  
檜原市の人口は減っているのが現実になっているかなと思います。これからの行政の課題でもあるかな  
と思いますので、そこらへんも踏まえた中で今後しっかりと資料編においても作って頂きたいです。こ  
れは注文です。また今後ともがんばっていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございました。続きまして委員をお願いします。

(委員)

初めて人権審議会に出させてもらいました。市議員をする前に人権の問題というのは、同和問題が  
主流というか主眼かと、そういうふうに思っていました。議員になりまして、いろいろな場所でいろ  
んな議論を聞いていました。今回初めてこの人権審議会に出させてもらいまして、それだけではなく外  
国の人との問題、あるいは障がい者の問題、こういうもっとわたしが思っていた以上にいろいろな問題  
があるのかなあということを初めて知ったような次第です。

(会長)

ありがとうございます。第2回、第3回あると思います。引き続きよろしくお願い致します。本日前  
半と後半にかけて事業実施計画についてみなさんのご意見をいただいていたところですが、十分に時間が  
取れなかった部分があるかもしれません。お気付きの点がありましたら、1週間以内をめどに事務局の  
方にメール等で送ってください。ご審議ありがとうございました。ご意見をいただいたものに関しては  
事務局の方に一任していただいて、この形で進めるということで大卒みなさんに認めていただいたとい  
うことにしたいと思います。

(事務局)

次回の人権審議会は、研修会を実施します。今日は、日程の方を口頭で報告させていただきます。後  
日文書で案内させていただきます。

2020年2月21日(金)午後3時から中央公民館です。対象は審議委員の皆様と企画委員の関係  
課長等です。テーマは、「LGBTQの方々の人権」です。当事者の方を講師にお招きして研修会を開  
催したいと思っていますのでよろしくお願いします。

(会長)

それではこれで、審議終了としたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

(司会)

会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見をありがた  
うございました。

本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして、委員の方全員にお送りさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

この会議録につきましても、橿原市ホームページで公開予定をしています。

それでは、本日の審議會は、これで閉会といたします。

ありがとうございました。